

職員採用 Q & A

給与や勤務時間・休暇制度などについて紹介しています。

(Q 1) 給与について教えてください。

(A 1)

初任給（俸給）は、採用前の経歴（大学院、民間勤務経験など）に応じて加算されることがありますが、一般的には以下の通りです。

（金額は令和7年4月現在のもの。以下、同様）

労働基準監督官	221,700円(1 級26号俸)
一般職(大卒程度)	220,000円(1 級25号俸)
一般職(高卒程度)	188,000円(1 級 5 号俸)

※毎年1月1日に定期昇給があります。

(Q 2 - 1) 手当について教えてください。

(A 2 - 1)

代表的な手当は、以下の通りです。

①地域手当

和歌山市と橋本市に勤務する場合、俸給月額に5%が加算されます。

②扶養手当

扶養家族のある職員に支給され、配偶者（一定の収入要件があります）は月額3,000円、子ども1人につき月額11,500円が支払われます。

③住居手当

民間アパート等に入居し、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に、月額28,000円を上限として支払われます。

(Q 2 - 2) 手当について教えてください。

(A 2 - 2)

④通勤手当

通勤(片道 2 km以上)のための費用を負担する職員に支給されます。電車等の公共交通機関を利用する場合、6 か月の定期券相当額(月額 150,000円が上限)が給与支給日(一般的には 4 月及び 10 月)に支払われます。自家用車等を利用する場合は、通勤距離に応じた手当(2,000 円～31,600円)が支給されます。

⑤期末・勤勉手当

6 月と 12 月の年 2 回支給され、年間の支給割合は 4.60 月です。

⑥特殊勤務手当(労働基準監督官が対象)

高所作業手当や犯則取締等手当など、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務に従事した職員に支給されます。

（Q 3）勤務時間・休暇を教えてください。

（A 3）

勤務時間は8時30分から17時15分です。

休日は土曜、日曜、祝日法による休日、年末年始（12月29日～1月3日）です。

年次休暇は、年20日（4月1日採用の場合、採用日に15日）付与され、残った日数は翌年に繰り越されます（最大20日）。

この他、病気休暇、夏季休暇（3日）、結婚休暇、産前・産後休暇などがあります。

(Q 4) 休暇は取りやすいですか。

(A 4)

和歌山労働局は令和7年度組織目標として、月1日以上の子休取得者割合80%以上とすること、また、男性職員の育児休業1月以上取得率及び「男の子休」(配偶者出産休暇及び育児参加休暇)5日以上取得率100%とすることを掲げています。

令和6年度の子休取得率は86.0%、男性職員の育児休業1月以上取得率等100%を達成しました。

夏季休暇や年末年始の休暇と組み合わせて、1週間以上の長期の休暇を取得する方が多いです。

(Q 5) 宿舎はありますか。

(A 5)

和歌山県内には、和歌山市、海南市、田辺市、新宮市に宿舎を一定数確保しています。

宿舎費は、国家公務員宿舎法により、宿舎ごとに決められています。

(※)新宮市の宿舎は、新宮労働基準監督署まで歩いて1、2分ほどの場所にあります。勤務開始時間のギリギリまで寝ていることも可能かも・・・？

(Q 6) 採用実績を教えてください。

(A 6)

和歌山労働局における過去4年間の採用実績は以下の通りです。

	令和3年度 試験	令和4年度 試験	令和5年度 試験	令和6年度 試験
一般職（大卒程度、 高卒程度）	7人	7人	7人	2人
労働基準監督官	2人	1人	2人	1人
社会人採用等				(3人)